

学生支援に関する方針

藤田医科大学は、建学の理念のもと、学生支援に関する方針を次のとおり定め、その支援の適切性について定期的に点検・評価し、改善・向上に努める。

1. 修学支援

- 1) 学生が自ら意欲的に修学を進めることができるよう、設備環境の整備に努める。
- 2) 修学に関する相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。
- 3) 成績不振の学生や、留年者、休学者及び退学希望者の状況把握を行い、それぞれの学生の特性に応じた指導及び助言を適切に行う。
- 4) 専門的知識や深い教養を修得させることを目的とした正課教育のほか、広い視野を持つ豊かな人間性を育むことを目的とした正課外教育に取り組む。
- 5) 各種奨学金制度の周知を図り、意欲ある学生に学ぶ機会を提供する。

2. 生活支援

- 1) 学生の豊かな人格形成に資するため、正課内外の活動に積極的かつ自主的に取り組むことができるよう支援を行う。
- 2) 学生が健全な心身を維持・増進するために、学生が快適で安全に過ごせるよう支援を行う。
- 3) 学生の経済的な不安を解消するべく、各種奨学金制度の周知を図り支援を行う。
- 4) 学生の人権を保障し、ハラスメントの防止に十分な配慮を行う。

3. キャリア支援

- 1) 学生の多様な進路選択に対応し、学業を含めた学生生活の充実を基礎とした上で、卒業後のキャリア形成のための社会人基礎力の向上を目指し、体系的に支援する。
- 2) 社会に貢献できるような幅広い視野を持った医療人を育成する為、卒業生や関係医療機関との連携の下、柔軟なキャリア支援を目指す。

4. 障がい学生支援

- 1) 障がいのある学生が支援を希望し、必要性があると認められた場合は、関係各部署が連携して、障がい学生への支援を行う。
- 2) 障がいの有無に関わらず、学生が学内で安全な学生生活が送れるよう環境整備に努める。
- 3) すべての学生・教職員が意識を高め、ともに理解しあう環境整備に努める。